## 財務省告示第七十三号

電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令(平成十七年財

務省令第五号)第二条第一項及び第三項に基づき、同条第一項に規定する財務大臣が指定する各省各庁の長

が保管する現金及び同条第三項に規定する財務大臣が指定する歳入歳出外現金出納官吏を次のように指定す

る。

## 平成十七年三月七日

財務大臣 谷垣 禎一

各庁の長が保管する現金ごとに、その保管に関する事務を取り扱うものとして、それぞれ同表の下欄に掲げ る現金とし、 規定する財務大臣が指定する各省各庁の長が保管する現金は、 電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令第二条第 同条第三項に規定する財務大臣が指定する歳入歳出外現金出納官吏は、 次の表の上欄に掲げる各省各庁の長が保管す 当該上欄に掲げる各省 項に

る歳入歳出外現金出納官吏とする。

所に限る。) の歳入歳出外現金出納官吏	
方法務局柳井出張所及び大分地方法務局別府出張	
出張所、さいたま地方法務局川口出張所、山口地	
横浜地方法務局鎌倉出張所、横浜地方法務局平塚	
地方法務局出張所(函館地方法務局八雲出張所、	
る。) の歳入歳出外現金出納官吏	
法務局出張所(福岡法務局大牟田出張所に限	
地方法務局支局の歳入歳出外現金出納官吏	
法務局支局の歳入歳出外現金出納官吏	託金
地方法務局の歳入歳出外現金出納官吏	号)第一条の規定により保管する供
法務省 法務局の歳入歳出外現金出納官吏	供託法(明治三十二年法律第十五)
歳入歳出外現金出納官吏	各省各庁の長が保管する現金

管区警察学校の歳入歳出外現金出納官吏	
管区警察局の歳入歳出外現金出納官吏	
皇宮警察本部の歳入歳出外現金出納官吏	
科学警察研究所の歳入歳出外現金出納官吏	
警察大学校の歳入歳出外現金出納官吏	
警察庁長官官房の歳入歳出外現金出納官吏	に規定する契約保証金
官吏	る保証金及び第二十九条の九第一項
沖縄総合事務局財務出張所の歳入歳出外現金出納	号)第二十九条の四第一項に規定す
内閣府 沖縄総合事務局財務部の歳入歳出外現金出納官吏	会計法(昭和二十二年法律第三十五   内
	元保証金
地方法務局の歳入歳出外現金出納官吏	三号)第十九条第一項に規定する身
法務省 法務局の歳入歳出外現金出納官吏	公証人法 ( 明治四十一年法律第五十   法

財務省

官吏

警視庁及び道府県警察本部の歳入歳出外現金出納

方 面 本部 の 歳 入歳 出外現金出納官吏

防衛大学校の歳入歳出 外現 金出 訓納官

吏

防衛医科大学校の歳入歳出外現金出納官吏

防衛医科大学校病院

の

歳

入歳出

外現金出納官吏

装備本部 の 歳 入歳 出外 現金出納官吏

防衛 施 設 局 の 歳 入歳出 外現金出 訓納官

名古屋防衛施設支局 の 歳 入歳 出 外現 金出納官吏

熊本防衛施設支局の歳入歳出外現金出納官吏

財務省大臣官房の歳 入歳出外現金出納官吏

財務局及び福岡財務支局の歳 入歳出外現金出納官

吏

財務事務所の歳入歳出外現金出納官吏

財務局出張所及び福岡財務支局出張所 の歳入歳出

外現 金出納官吏

財務事 |務所出張所(水戸財務事務所筑波出張所を

除く。) の歳入歳出外現金出納官吏

文部科学省大臣官房の歳 入歳出外現金出納官吏

税関及び沖縄地区税関の歳入歳出外現金出納官吏

文部科学省

国立教育政策研究所の歳 入歳出外現金出納官吏

厚生労働省大臣官房の 歳 入歳 沿外現金 金出納官 吏

厚生労働省

国立感染症研究所の歳入歳出外現金出納官吏

都道府県労働局 の歳入歳出外現金出納官吏

社会保険庁の歳入歳出外現金出納官吏

農林水産省 農林水産省大臣官房の歳 入歳出外現金出納官吏

		(昭和二十三年法律第百三十二号)
文部科学省大臣官房の歳入歳出外現金出納官吏	文部科学省	教科書の発行に関する臨時措置法
		規定により保管する現金
		五十四号)第六十四条の二第四項の
		に関する法律(昭和二十二年法律第
公正取引委員会の歳入歳出外現金出納官吏	内 閣 府	私的独占の禁止及び公正取引の確保
森林管理局の歳入歳出外現金出納官吏		
林野庁国有林野部の歳入歳出外現金出納官吏		
動物検疫所の歳入歳出外現金出納官吏		
横浜植物防疫所の歳入歳出外現金出納官吏		
農林水産省総合食料局の歳入歳出外現金出納官吏		

		により保管する現金
		四十七号) 第六十七条第三項の規定
税関及び沖縄地区税関の歳入歳出外現金出納官吏	財務省	国税徴収法(昭和三十四年法律第百
		む。) の規定により保管する現金
		八条において準用する場合を含
		号)第八十五条第一項(同法第八十
税関及び沖縄地区税関の歳入歳出外現金出納官吏	財務省	関税法 (昭和二十九年法律第六十一
		金
		九号)第四条第一項に規定する保証
		る法律 (昭和二十四年法律第百四十
		科学省著作教科書の出版権等に関す
		第十二条に規定する保証金及び文部

金出納官吏		
東京地方裁判所(支部を含む。)の歳入歳出外現		
入歳出外現金出納官吏		
高等裁判所(知的財産高等裁判所を含む。)の歳		
最高裁判所の歳入歳出外現金出納官吏	裁 判 所	裁判所において保管する現金
		定により保管する現金
地方法務局の歳入歳出外現金出納官吏		二十三号)第百四十六条第五項の規
法務局の歳入歳出外現金出納官吏	法務省	不動産登記法(平成十六年法律第百
		条の規定により保管する現金
		号)第二十六条第三項及び第二十九
ョ 都道府県労働局の歳入歳出外現金出納官吏	厚生労働省	労働保険の保険料の徴収等に関する

横浜地方裁判所 (支部を含む。) の歳入歳出外現

金出納官吏

さいたま地方裁判所 (支部を含む。) の歳入歳出

外現金出納官吏

千葉地方裁判所(支部を含む。)の歳入歳出外現

金出納官吏

甲府地方裁判所(支部を含む。)の歳入歳出外現

金出納官吏

大阪地方裁判所 (支部を含む。) の歳入歳出外現

金出納官吏

京都地方裁判所 (支部を含む。)の歳入歳出外現

金出納官吏

神戸地方裁判所 (支部を含む。) の歳入歳出外現 |

## 金出納官吏

名古屋地方裁判所 (支部を含む。) の歳入歳出外

現金出納官吏

津地 方裁判所 (支部を含む。)

の歳入歳出外現金

出納官吏

広島地方裁判所 (支部を含む。) の歳入歳出外現

金出納官吏

山口地方裁判所 (支部を含む。)の歳入歳出外現

金出納官吏

松江地方裁判所 (支部を含む。) の歳入歳出外現

金出納官吏

福岡地方裁判所の歳入歳出外現金出納官吏

熊本地方裁判所の歳入歳出外現金出納官吏

鹿児島地方裁判所の歳入歳出外現金出納官吏

仙 台地 方裁判 所 の 歳 入歳出外 現 3 金 出納 官吏

福 島 地 方裁 判 所 の 歳 入歳 出外現 金出納官吏

札 幌 地 方 裁判 所 (支部を含む。) の 歳 λ 歳 出 外現

金出納官吏

高松地方裁判所の歳入歳出外現金出納官吏

徳 島 地方裁判 所 の 歳 入歳出外

現金出納官吏

東 京 家 庭 裁 判 所 の 歳 入歳 出外現 金出納官吏

横 浜 家 庭 裁 判 所 の 歳 入 歳 出 外 現 金出 納 官 吏

さい たま家庭 裁 判 所 の 歳 入歳出 外現金出納官吏

大阪家 千葉家庭 庭 裁 裁 判所 判 所 の の 歳 歳 入歳出外 入歳出外現金出納官吏 現 金出納官吏

京 都 家 庭 裁判 所の 歳 入歳 出外現 金出納官吏

高松 札 福 仙 熊 福 大阪簡易裁判所の歳 東 Щ 広 名古屋家庭裁判 神戸家庭裁判所の歳入歳出外現金出納官吏 岡家庭 本家庭 京簡易裁判 幌 島 台家庭裁判 島 П 家庭 家 家 家 家 庭 庭 庭 庭 裁判 |裁判所の歳入歳出外現金出納官吏 |裁判所の歳入歳出外現金出納官吏 裁 裁 裁 裁 判 判 判 判 が所の歳 所 所の歳入歳出外現金出納官吏 所 所 所 所 所 の の の の の 歳 歳 歳 歳 歳 の 歳 入歳 入歳 入歳出外現金出納官吏 入歳出外現金出納官吏 入歳出外 λ 入 歳 歳 入歳出外現金出 出外 出外 出 出外現金出納官吏 外 現金出 現 現金出納官吏 現 金出 金出納官 納 納 訓納官吏 官 官 吏 吏 吏